

# “号外”パートII

平成 24 年 2 月 8 日

発行所:四国時報

2月8日号「鬼退治」人の生き血をすすり不埒な悪行三昧、  
醜いこの世の鬼を退治してくれ桃太郎、この名台詞のTVド  
ラマ、又「ノストラダムスの大予言」が一時さも現実になる  
かの如く話題にした者と四国タイムズのオリーブ・オペレーシ  
ョンとかの記事などが「川上 道大さんの大虚言」と重なる感じがします。

狼少年(おっさん)の童話にも似た記事には「呆れが礼にくる」と冷笑する賢者が多いと聞きます。川上さんは小生の正当な反撃・反論の抗議文や号外を意図的に悪辣で卑劣な作文を盲想、捏造し、性懲りもなくまたも2月5日号中に虚偽の内容を断言した記事を掲載しており、自ら次々と言い逃れの出来ない不法行為を重ね「法廷」で大恥を掻く立証不能な状況を繰り返す、その精神状態の理解に苦しみます。

川上さんの心理を推論すれば、川上さんは常に「戦々恐々」「風声鶴唳」と怖れ脅えており、その不安な本心を隠すため、強がった表現で自己を安心させているのでしょう。

小生の抗議に脅えるあまり牽制見え見えの事故防衛の為の記事に賢明な読者からは川上さんも気の毒な人に思えると言う人がいましたよ。

当紙、四国時報の号外を読んだ多くの方々から「良くやってくれた」「誰か早く思い上がった彼をやっつけて欲しかった」とか、ある讃岐の人からは「15年程前に父親が川上さんに絡まれた恨みを今回四国時報さんの本誌・号外を仏壇に供えて霊を慰めました有難うございました」とお礼を言われて、大変嬉しく思いました。

「出る杭は打たれる」は世の習いですが「出る杭は打たれても出る」「出過ぎた杭は打たれない」いずれにせよ、多くの人達に因縁を付ける長年の悪行が号外パート1に記述したとおり川上さんに対して法的手段を裏面訴状の写しのとおり行いました。

事件番号 平成24年(ハ)第10号として受理されております、川上さん発行の小生への虚偽記載の紙面及び全世界発信のインターネット掲載を証拠として提出していただき、さらに2月5日号に付いても、追加証拠として提出します。

公判中続いて発行される四国タイムズの記事上で小生に関する部分については、全て証拠として提出致しますので、この事により川上さんは自らの立場を悪くし続ける事になるでしょう。裁判の進行については詳細に読者の皆様にご報告致しますので賢明なご判断をお願い申し上げます。

いずれにせよ近々法廷の場で、有名・著名な川上さんにお会い出来るのが楽しみで内心ワクワクしております。ところで、ラストサムライさん(川上さん)こんな諺があります「落ち武者は草の音にも脅える」さて、川上さんから小生への心からの文章で「飛んで火にいる夏の虫」「虎の威を借る狐」との挑発を頂いておりますが、先ずこの厳寒の頃どこにも夏の虫など飛んでいませんよ、又小生は午年生まれで狐年ではないですよ。

川上さん貴方は一体何様のつもりでしょうか、俗に言う「目には目」「歯には歯を」せっかく売られた喧嘩ですので買わせて頂きました。

今後も、あなた次第で、**断固反撃は続きますよ。**

**裏面に続く**

# 訴状

平成 24 年 1 月 25 日

観音寺簡易裁判所御中

## 訴状

## 写

〒768-0011

観音寺市出作町 603 番地 3

原告 木下 俊明

電話 0875-25-6883

〒761-0104

高松市高松町 952 番地 1

被告 株式会社 四国タイムズ社

代表者 代表取締役 川上 道大

電話 087-843-8216

訴訟物の価格 金 600,000 円

貼用印紙額 金 6,000 円

### 請求の趣旨

1. 被告は、原告に対し、金 500,000 円及びこれに対する、訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。

被告は、原告に対し、被告発行の総称四国タイムズ紙に、次に記載の謝罪文の掲載を求めらる。

2. 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び第 1 項につき仮執行の宣言を求めらる。

### 請求の原因

1. 原告は、過去・現在に至るまで観音寺市民として、善良なる社会生活を営んできた一般市民である。

2. 反社会的人物、反社会的組織の企業舎弟と断定され、かつ手引き者とも、断定され、報道された事により、原告は精神的苦痛及び社会的信用失墜に至っている。

3. さらに、平成 24 年 1 月 5 日発行紙において、建設費の踏み倒したとの捏造報道をされた事により原告はさらなる精神的苦痛及び社会的信用失墜を被った。

4. 原告への誹謗・中傷の記事は全てが捏造・創作であり、虚偽極まる内容であり、新聞のみに限らず、インターネットにより、全世界に発信され、原告の名誉を著しく毀損した。

5. この不法行為は、損害賠償請求額ではとうてい償えないものであるが、金額の問題よりこの様な卑劣な不当・不法行為の糾弾を厳正に求めるものである。

この様なペンの暴力また、根も葉もない報道を見逃す事は到底看過できない。

### 謝罪文

四国タイムズ社、平成 23 年 12 月 5 日発行及び平成 24 年 1 月 5 日発行紙において、四国時報 編集発行人 木下 俊明氏を反社会的組織の企業舎弟と断定しかつ手引き者との報道を致しましたが、全て十分な裏付のない間違報道でした。

四国タイムズ社の、誤った報道により、四国時報 編集発行人 木下 俊明氏の名誉を著しく毀損し多大なご迷惑をおかけしました。

よって、ここに深くお詫び申し上げます。

株式会社 四国タイムズ社

代表取締役 川上 道大